



第3次 寝屋川市環境基本計画 (中間見直し) 概要版

環境
基本計画
とは

本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための計画です。

めざすべき
環境像

水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で人にやさしくなれるまち
～ 環境を私たちが考え、守り、育てるまち ねやがわし ～

計画
期間

令和3年(2021年)度～令和12年(2030年)度までの10年間です。

寝屋川市

環境基本計画と SDGs

国際社会では、2030年までに達成する全世界共通の目標として、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げています。

SDGsでは17のゴールを設定し、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

環境基本計画の施策を推進することがSDGsの実現につながります。



出典：国際連合広報センター

基本目標と施策の柱

本市がめざす環境像の実現に向け、環境基本計画では5つの基本目標を掲げ、それぞれの施策の柱により施策を推進します。

5つの基本目標

1 生物多様性と自然環境

水とみどりに親しめる、
人と生き物が共存するまち

2

生活環境

安全・快適な都市環境のなかで
健康な暮らしができるまち

3

循環型社会

省資源が徹底され、
資源が循環するまち

4

脱炭素社会

脱炭素社会に向けて行動し、
将来に備えるまち

5

環境教育・環境学習

みんなが考え、参加し、
協働により成長するまち

施策の柱

①生物多様性の保全

②水辺環境の整備と保全

③みどりの保全と充実

①良好で安全な生活環境の保全

②環境保全対策の推進

①減量化・再資源化の推進

②適正かつ効率的な処理の推進

③災害時体制の充実

①省エネルギー機器等の導入促進

②ライフスタイルの転換促進

③再生可能エネルギーの導入と普及啓発

④気候変動への適応

①環境教育と環境学習の推進

②協働の推進

計画の推進

環境基本計画は、市民・事業者と市が一体となり、連携・協働しながら推進します。
毎年度、進捗状況の把握・評価を行い、公表します。

生物多様性と自然環境

～水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち～



施策の方向性

水辺やみどりにふれあえる場を充実させ、自然環境を保全し、多様な生き物がすむ、水とみどりがあふれるまちをめざします。

10年後の目標

指 標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市域面積における緑地の割合	14.7%	17.6%
生物多様性の認知度	(平成28年度) 25.3%	50%

主な施策

①生物多様性の保全

- ◆自然観察会等による自然とふれあう場の提供
- ◆外来生物の移植・移入の防止等外来生物対策の推進
- ◆広報等での周知による市民の生物多様性に関する意識の向上



②水辺環境の整備と保全

- ◆水辺環境の整備と保全による一層親しめる水辺空間の創出






③みどりの保全と充実




- ◆協働・共助による都市空間における緑地の保全と創出
- ◆農業者への支援を通じた農地の保全・活用等の推進
- ◆情報交換や助成制度等の充実による市民の緑化意識の向上
- ◆新築や建て替え時等における民有地の緑化

みんなができること

市 民

- ◆市内で採れた農産物を積極的に購入しましょう。
- ◆自然観察会や勉強会に積極的に参加しましょう。
- ◆生垣や壁面の緑化を行いましょう。

事 業 者

- ◆事業場敷地内の緑化やビオトープの設置を進めましょう。
- ◆水やみどりの保全や創造への取組に参加しましょう。
- ◆生物多様性の保全活動への支援を検討しましょう。

2

生活環境

～安全・快適な都市環境のなかで健康な暮らしができるまち～



施策の方向性

まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図るとともに、土地、建物の適正な管理等により、良好な都市環境を推進します。さらに工場・事業場の規制・指導により、良好な生活環境の確保をめざします。

10年後の目標

指 標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
工場・事業場の事業活動に伴う苦情の解決割合	95.3%	100%
空き家流通に係る所有者等同意取得者数	令和2年度開始	220件

主な施策

① 良好で安全な生活環境の保全

- ◆ 美しいまちづくり条例に基づく環境美化の推進
- ◆ 地区計画制度の活用等による建築物等の規制と誘導
- ◆ 空き家対策の推進等による住環境の保全と地域の活性化
- ◆ 重点地区の拡充や規制による良好な都市景観の保全と形成

② 環境保全対策の推進

- ◆ 大気汚染、水質汚濁等の監視・公表
- ◆ 規制・指導による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の対策
- ◆ 建築物の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散防止
- ◆ パトロール、規制・指導による騒音、振動、悪臭等の苦情対策



みんなができること

市民

- ◆ 地域清掃や環境美化活動に参加・協力しましょう。
- ◆ ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ◆ ペットの鳴き声や楽器の演奏で周囲の迷惑にならないようにしましょう。



事業者

- ◆ 近隣住民の生活環境の保全に配慮した事業活動を行いましょう。
- ◆ 事業活動に伴う環境負荷を把握し、低減する努力をしましょう。



3

循環型社会

～省資源が徹底され、資源が循環するまち～



施策の方向性

ごみの減量と資源化を進めます。また、近年注目されている食品ロスの削減やプラスチックごみの減量・分別徹底を推進します。

10年後の目標

指 標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市民1人1日当たりのごみ排出量	845.1g/人・日	752.4g/人・日
再生利用率(リサイクル率)	21.3%	27.4%

主な施策

①減量化・再資源化の推進

- ◆簡易包装など環境にやさしい販売活動の推進
- ◆4Rの啓発を通じた自主的なごみ減量行動の推進
- ◆啓発や広報の強化による家庭系ごみの減量・資源化の推進
- ◆食品ロス削減の啓発等による事業系ごみの減量の推進
- ◆啓発を通じた再利用の推進



②適正かつ効率的な処理の推進

- ◆効果的・効率的な収集体制の整備
- ◆巡回等による不法投棄等防止対策の推進
- ◆規制・指導・監視等による産業廃棄物の適正処理の推進



③災害時体制の充実

- ◆災害廃棄物処理基本計画の適切な運用

みんなができること

市 民

- ◆買い物にはマイバッグを持参しましょう。
- ◆簡易包装の商品や詰め替え可能な商品を選んで購入しましょう。
- ◆エコクッキングなどごみの発生が少ない調理を行いましょう。



事 業 者

- ◆ばら売り・量り売りなど必要量の販売を行いましょう。
- ◆必要以上の過剰包装を避け、簡易包装を行いましょう。
- ◆食堂等の食べ残しを減らすための従業員教育を行いましょう。



4

脱炭素社会

～脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち～



施策の方向性

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減をより一層進めるとともに、市民及び事業者の環境に優しいライフスタイルへの転換を促進します。また、地球温暖化による悪影響に備える適応策についても検討します。

10年後の目標

指 標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市域のCO ₂ 排出量削減率(2013年度比)	(平成30年度)2.4%増加	48.9%
市域のエネルギー使用量	(平成30年度)10,273TJ	5,225TJ

主な施策

①省エネルギー機器等の導入促進

- ◆高効率機器等の情報提供を通じた省エネ機器等の導入促進
- ◆公共施設におけるLED照明等の導入促進

②ライフスタイルの転換促進

- ◆情報提供による環境にやさしいライフスタイルへの転換促進
- ◆公共交通のアクセス性・利便性向上等の交通対策の推進

③再生可能エネルギーの導入と普及啓発

- ◆再生可能エネルギーの情報提供等による導入支援
- ◆太陽光発電設備等の公共施設における再生可能エネルギーの導入促進

④気候変動への適応

- ◆緑化等によるヒートアイランド対策の実施
- ◆雨水貯留施設の設置等による豪雨災害への備え
- ◆災害に強い地域・まちづくりに向けた自立・分散型電源の普及啓発
- ◆市民・事業者に対する気候変動適応策の周知啓発



みんなができること

市民

- ◆冷暖房の適切な温度管理、照明のこまめな消灯などの省エネ生活を実践しましょう。
- ◆家電などを買換えるときは、省エネルギー性能の高い製品を選びましょう。
- ◆徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めましょう。



事業者

- ◆クールビズやウォームビズの実施、環境マネジメントシステムなど、環境に優しい事業活動を行いましょう。
- ◆省エネ性能の高い設備や機器、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。



5

環境教育・環境学習

～みんなが考え、参加し、協働により成長するまち～



施策の方向性

環境に関する情報発信や学習の機会を拡充し、市民・事業者の環境への関心を高めます。また、市民・事業者・市の連携強化や様々な主体間のネットワーク化を進め、三者協働によるまちづくりをめざします。

10年後の目標

指 標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
環境問題に関心のある市民の割合	—	80%
環境に関するイベントに参加したことのある小学生の割合	24%	50%

主な施策

①環境教育と環境学習の推進

- ◆学校における環境教育の一層の推進
- ◆環境学習内容の拡充と学習の場の提供
- ◆さまざまな機会を活用した環境に関する啓発活動の実施
- ◆幅広い年齢層の市民や事業者に対する情報提供
- ◆環境リーダーの発掘や人材育成の推進



②協働の推進

- ◆情報交換や交流の場づくりの推進
- ◆交流の場等を活用したパートナーシップの構築
- ◆連携強化や様々な主体間のネットワーク化を通じた協働による環境活動の推進



みんなができること

市民

- ◆地域の環境に興味を持ち、保全・創造する気持ちを持ちましょう。
- ◆環境学習会やイベントに参加しましょう。
- ◆市民団体の環境活動に積極的に参加しましょう。



事業者

- ◆職員研修等により、従業員の環境意識の向上を図りましょう。
- ◆環境に関するイベント等に参加・協力しましょう。
- ◆地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。





第3次寝屋川市環境基本計画(中間見直し) (概要版)

令和8年3月 発行

寝屋川市環境部環境総務課

〒572-0855 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

TEL 072-824-0911 FAX 072-821-3349

URL <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>